

# 民間助成ニュース速報



島根県社会福祉協議会 地域福祉部・ボランティア活動振興センター（担当：中道）

TEL 0852-32-5997 / FAX 0852-32-5982 / E-mail [voc@fukushi-shimane.or.jp](mailto:voc@fukushi-shimane.or.jp)

ボランティア・NPO 活動情報、助成情報はこちら→「島根いきいき広場」<https://www.shimane-ikiiki.jp/>

**※助成金の詳細は各助成元のHP等でご確認ください。また、お問い合わせはそれぞれの助成元へ直接お願いします。**

\* 配信停止および配信先変更をご希望の場合は、ご連絡ください。

実施主体	山陰中央新報社会福祉事業団
事業名称	愛のともしび募金
問合せ先	〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根5階 TEL：0852-32-5997 FAX：0852-32-5982 E-Mail： <a href="mailto:voc@fukushi-shimane.or.jp">voc@fukushi-shimane.or.jp</a> 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉係（担当：中道）

## 趣 旨

山陰中央新報社会福祉事業団（以下「事業団」とする）では、地域の福祉促進を願って歳末助け合い「愛のともしび募金」運動を毎年展開しています。この助成事業は、寄せられた浄財をもとに、県内で熱心に活動を行う団体へ、新たな事業に取り組むために必要な経費や、これまで行ってきた活動をさらに充実させるために必要な経費を助成することにより、地域の福祉向上を図ることを目的として実施されます。

## 対象団体

地域において福祉活動を行なう島根県内の団体（NPO法人、住民組織、住民参加型市民活動団体、福祉団体、ボランティア団体等）。ただし、以下に示す団体は対象外とします。

- ① 今年度、申請する当該事業について他の民間助成金等の助成をうけている団体
- ② 今年度、申請する当該事業について公的助成、公的補助をうけている団体
- ③ 社会福祉法人格を有する団体
- ④ 児童福祉法等により行政による措置の対象施設・介護保険事業又は支援費の施設サービスを行っている団体

## 対象事業

地域の福祉促進に寄与する事業（備品整備も可）。ただし、以下の経費は対象外とします。

- ① 法人又は団体の運営経費（職員給与、役職員への報酬、賃金、家賃、光熱水費等）
- ② 前年度以前から行っている活動の経常的経費
- ③ 福祉車両等の購入等に伴う税金・保険料等の諸経費

## 助成金額

1 団体あたりの助成額は原則 10 万円を限度として、15 団体程度を予定。

**申込締切****2023年1月24日（火） ※必着**

詳細については、募集要項でご確認ください。

<b>実施主体</b>	公益財団法人しまね女性センター
<b>事業名称</b>	公益信託しまね女性ファンド 令和5年度前期助成事業
<b>問合せ先</b>	〒694-0064 大田市大田町大田イ 236-4 公益財団法人しまね女性センター TEL：0854-84-5514 FAX：0854-84-5589

**対象事業**

一般に開放され、地域への影響力が大きく、ネットワークの拡がりがある事業が対象となります。

- (1) 魅力ある地域づくりの活動
- (2) 男女共同参画社会づくりの活動
- (3) 次代を担う人づくりの活動
- (4) 水と緑豊かな環境づくりの活動
- (5) 働く女性が活躍できる社会づくりの活動

**対象団体**

- ・島根県内の女性が中心となって活動している民間の団体やグループ
- ・構成員は概ね10名以上で、半数以上が女性であること。  
(※2021年度から、初回申請のみ5名上で申請できることになりました。)
- (「働く女性が活躍できる社会づくり」の分野では2名以上)
- また、代表者が女性で、役員半数以上が女性である先が対象となります。
- ・営利法人や行政機関は対象となりません。

**助成内容**

- ・対象経費の3分の2を助成します（1万円単位で上限50万円）
- ・「男女共同参画社会づくり」および「働く女性が活躍できる社会づくり」の普及・啓発活動は、対象経費全額を助成します（1万円単位で上限10万円）

**事業実施期間**

2023年4月1日（土）から2024年3月31日（日）

**募集締切****2023年1月15日（日）※当日消印有効**

助成申込書類等配布場所は県立男女共同参画センター「あすてらす」、県内各市町村男女共同参画担当課、県庁女性活躍推進課、公立文化施設等※助成申込書等の様式は、下記ホームページからもダウンロードすることができます。

URL： <https://www.asuterasu-shimane.or.jp/swc/jigyo/R4-bosyu.html>（外部サイト）URL： <https://www.asuterasu-shimane.or.jp/swc/jigyo/R4-bosyu.html#R5fund-zennki>

<b>実施主体</b>	社会福祉法人 中央共同募金会
-------------	----------------

事業名称	2023 年度新規事業助成
問合せ先	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 5 階 社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部 赤い羽根福祉基金助成担当宛 TEL：03-3581-3846（平日 9 時 30 分～17 時 30 分 土日祝除く） E-mail：kikin-oubo@c.akaihane.or.jp

### 趣 旨

現代においては、社会構造の変化や新型コロナウイルスの影響に伴い、子どもから高齢者まで、多くの人々がそれぞれ課題を抱えながら暮らしています。赤い羽根福祉基金では、2016 年度より誰もが支え・支えられる社会をつくることを目的として、公的な支援制度やサービスでは対応できない福祉課題の解決に向けて、先駆的・モデル的で、今後全国または広域的な広がりが期待できる活動を資金面から応援しています。

2023 年度は、幅広い福祉活動を応援する「一般助成」と、「生きづらさを抱える若者の未来創出活動応援助成」を実施します。特に、「生きづらさを抱える若者の未来創出活動応援助成」では、若者の孤立を防止し、希望を持って生き抜ける社会の実現をめざす活動の普及を促進します。

### 対象団体

- ・社会福祉・地域福祉の推進を目的とする非営利の団体（法人格の有無は不問）
  - ・応募時点で団体が設立されており、助成対象活動（事業）の実施体制が整っていること（活動年数は不問）
  - ・複数の団体が連携・協働して実施する活動（コンソーシアム）も対象とします。その場合は、代表団体（助成手続きを行う団体）を 1 団体選定のうえご応募ください。
  - ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと
- ※反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

### 助成総額

2023 年度新規事業の1年間の助成総額は 8,500 万円を予定しています。

### 対象期間

助成事業対象期間は、2023 年4月1日から開始するもので、最大3年間（2026 年 3 月 31 日まで）とします。

- ・申請時に単年度（2024 年 3 月 31 日まで）、2か年（2025 年 3 月 31 日まで）、3か年（2026 年 3 月 31 日まで）を選択できます。

※赤い羽根福祉基金は、3年間の長期的な活動を可能とするプログラムです。希望する事業の実施年数に応じた年数でご応募ください。

※ただし、複数年度事業として応募された場合でも、審査の結果、単年度または2か年事業として助成決定となる場合もあります。

※また、複数年度事業として採択された場合でも、1年度ごとに目標の達成度を確認し、継続助成の可否を審査委員会で判断します。

### 助成プログラム

（1）生きづらさを抱える若者の未来創出活動応援助成

①助成上限額 500 万円/活動（事業）

②助成対象活動

10 代後半からおおむね 30 歳までの生きづらさを抱えた若者が前向きに生きていけるよう支援することを目的とした、以下のいずれかに該当すること

I. 安心できる居場所がない若者に対し、オンラインや対面での居場所を開設または運営する

## 事業・活動

- Ⅱ. 自ら声をあげられない若者にアウトリーチし、孤立を防止することを目的とした事業・活動
- Ⅲ. 社会経験の少ない若者の自立に向けて、学習や就労の機会を作ったり、自立をめざすための住居等を提供することを目的とした事業・活動
- Ⅳ. 地域で若者と共に生きる仕組みをつくるための調査・研究をする事業・活動
- Ⅴ. 若者に対する支援を行う団体のネットワークを作るための事業
- Ⅵ. その他、若者が希望を持って生きるために必要と認められる事業・活動

### (2) 一般助成

①助成上限額 1,000 万円/活動(事業)

#### ②助成対象活動

生活上の困難に直面する人々、権利を侵害されている人々、何らかの生きづらさを抱えている人々を支援することを目的とした、以下のいずれかに該当すること

- I. 直接的な支援事業・活動
- Ⅱ. 支援事業・活動の基盤づくり、ネットワークづくり
- Ⅲ. 支援事業・活動を充実・発展させるための調査・研究事業

### 助成対象活動(事業)の必須要素

上記(1)、(2)の助成対象活動(事業)について、以下5点の要素を満たす活動(事業)を対象としています。

- ・ 公的制度やサービスでは対応できない福祉課題の解決を目的とするもの
- ・ 先駆的で全国的なモデルとなるもので、全国または広域的な広がりが期待できるもの
- ・ 社会や当事者のニーズに立ち、社会的に認知や理解が進んでいないテーマを対象としたもの
- ・ 従来にはない発想や視点、手法を用い、新たな社会資源を創り出すもの
- ・ 様々な団体・機関等と連携・協働して行うもの

### **応募締切**

**2023年1月11日(水) ※必着**

詳細については、HPでご確認ください。

<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-kikin/30283/>